

随意契約理由

令和6年(2024年)10月24日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	豊中市戸籍総合システム令和6年度標準化対応業務委託
契約内容	豊中市戸籍総合システム令和6年度標準化対応業務委託
契約締結日	令和6年9月1日
及び契約期間	令和6年9月1日から令和7年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市西区土佐堀二丁目2番17号 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 関西支店
契約金額	2,640,000円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当) 今回行う契約は、システム標準化法に基づく「自治体情報システム標準化・共通化」に対応するもので、戸籍総合システムの標準準拠システム移行を行うものである。 戸籍総合システムは、平成30年10月に導入したシステムで、標準準拠システムへの移行はパッケージシステムのバージョンアップ対応となる。 戸籍総合システムは富士フイルムシステムサービス株式会社が独自に開発を行ったものであり、システムの著作権は同社に帰属されるため、本業務は富士フイルムシステムサービス株式会社のみしか行うことができず、随意契約を行うもの。